

## [事案 2024-17] 新契約取消等請求

・令和7年3月20日 裁定不調

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和3年8月に契約し、令和5年3月に解約した組立型保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい（請求①）。契約の取消しが認められない場合は、令和5年1月に新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）に罹患した際の入院給付金を支払ってほしい（請求②）。

- (1) 請求①について、契約時に「潰瘍性大腸炎でも入れます」と説明されたが、募集人は「潰瘍性大腸炎だと知らなかった」と言っている。告知義務違反で解除されるかもしれない契約だったので取り消したい。
- (2) 請求①について、告知書の潰瘍性大腸炎の既往歴について、「いいえ」の選択となっているが、タブレット端末操作時に潰瘍性大腸炎の項目はなく、自分で「いいえ」にすることはない。
- (3) 請求②について、「コロナになったら一時金があります」と説明されていたので、令和5年1月に募集人に連絡したところ、「必要書類を申請しておきますね」と返信があったものの、その後連絡がなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①について、申立人が主張するような募集人の説明があったという客観的証拠がなく、当社が行った募集人への聞き取りでも否定されている。
- (2) 請求①について、告知事項の入力画面には「潰瘍性大腸炎」と明示されており、申立人は入力後に「告知内容を確認、了解して告知する」との記載の下に自署している。
- (3) 請求②について、コロナによるみなし入院の取扱いは、本来約款上の「入院」の要件に該当しないものについても、当時の状況に鑑み特例的に給付金を支払っていたものであり、いつまでも給付金の支払いを許容するものではない。
- (4) 請求②について、仮に申立人が言う募集人の説明（コロナになったら入院をしなくても一時金がおきる）があったとしても、それはその当時の取扱いを述べたものであって、将来にわたっていつまでもコロナによるみなし入院の取扱いが続くことを述べたものではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の説明状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 申立人がコロナに罹患したことを伝えた令和5年1月の募集人とのSNS上のやりとりによ

れば、給付金が支払われない可能性について全く触れることのない会話が続いている。この内容から考えると、募集人が契約当時を含めてその時点までに、「契約当時はみなし入院の取扱いがあったものの、それが永久に続くわけではない」と理解できるような説明を行ったのかは疑問がある。

- (2) 募集人の事情聴取が実施できなかったため、当該やりとりがあった背景事情等について、募集人に問題があったという疑いを払拭することができなかった。